

令和3年度第2回全国健康保険協会京都支部評議会 議事録

- 開催日時 : 令和3年8月27～9月7日 (書面開催)
- 出席評議員 : 朝田評議員、石橋評議員、大杉評議員、桂評議員、
鈴木評議員、高橋評議員、田中評議員、中井評議員、
中塚評議員 (※五十音順)
- 事務局 : 守殿支部長、古田企画総務部長、吉川業務部長、
徳永グループ長、堀グループ長、浦崎グループ長、
森山グループ長、浴畑主任、小西スタッフ
- 議題 : 1. 支部保険者機能強化予算について

議事概要

【議事】

上記議題について書面審議及び電話を活用した双方向の審議を行った。評議員からの質問・意見及びそれらに対する事務局からの回答は以下のとおり。

1. 支部保険者機能強化予算について

テーマ①業務効率化

取り組み名①『社会保険労務士会と連携した「オンライン資格確認」の推進』

《主な質問・意見》

【学識経験者】

オンライン資格確認については有効であると考えているが、社会保険労務士との連携の意義は何か。

(事務局)

協会けんぽは「加入者・事業主」との距離が遠いことが課題です。現在行っている各種広報 (HP、メルマガ、紙媒体広報誌、研修会での周知等) の他に、社会保険労務士会と連携することで、日ごろ事業主・健康保険事務担当者と繋がり深い社会保険労務士を通じて加入者・事業主の皆様に協会けんぽからのメッセージを届けたいと考えています。

【学識経験者】

オンライン資格確認のためのカードリーダーは、他府県の協会けんぽや国保などとも共通のものか。また、社会保険労務士と連携して具体的に何をするか。

(事務局)

全国共通です。「オンライン資格確認」自体がまだ不確定・不明確な部分が多々あるため、どのようなポイントで広報を行うことが効果的・効率的かは検討中ですが、まずは「オンライン資格確認」について情報を加入者・事業主に向けて分かりやすく提供したいと考えています。

【学識経験者】

カードリーダーを増やすなどは直接医療機関に働きかけたほうが効果的ではないのか。

(事務局)

カードリーダー等については、医療機関等には社会保険診療報酬支払基金がチラシ等により補助金情報等を周知して、随時設置の勧奨をしています。協会としては、保険証を使用する患者さん側である加入者・事業主への働きかけを重点的に実施していこうと考えています。

国の目標：医療機関等の6割程度の導入（令和3年3月現在）

概ねすべての医療機関等での導入（令和5年3月末を目指す）

※令和3年8月現在、カードリーダー申込率56.9%

【事業主代表】

社会保険労務士と契約をしていない事業所はどのようになるのか。

(事務局)

これまでの京都支部が実施している既存の広報は行ったうえで、それにプラスする形と考えています。

【事業主代表】

現状退職後の保険証を誤使用しているのは、年間何件程度発生しているのか。また、現状の防止方法はどのようにしているのか。

(事務局)

「保険証の誤使用」という件数そのものは分かりませんが、資格が無い保険証を使用して医療機関を受診した「資格喪失後受診」による債権は令和2年度で発生件数が約3,300件、金額が1億円を超えている状況です。

資格喪失後の保険証回収については、日本年金機構からの督促の他に、協会けんぽからは、資格喪失処理日から10営業日以内に一次催告、さらに10営業日後に二次催告を行っています。今年度については、保険証回収率の良くない事業所に対して事前にピンポイントで働きかけることで、3月に多い退職者の保険証回収の早期回収につなげることが出来ました。

【被保険者代表】

申込状況を見るとまだまだ少ない様に思うが、予定的には何年後になるのか。診療所等は（設置機関が）だいぶ少ないが、ある程度の数で実施するのか。

（事務局）

「オンライン資格確認」は来月（令和3年10月）から本格稼働する予定です。診療所をはじめ多くの医療機関にカードリーダーを導入していただくためにも、保険証を使用し受診する側である加入者・事業主の皆様には「オンライン資格確認」のメリットを分かりやすく伝えていく必要があると考えています。

【事業主代表】

キャッシュカードと同じ様に、カードリーダーがもっと普及すれば不正使用が防げると感じるが、不正利用をする人たちの環境が気になる。

（事務局）

「国民皆保険制度」を維持していくためには、加入者・事業主の皆様にも「退職後の保険証は使用できない」「退職後は速やかに次の保険に加入手続きを行う」といった基本的なことをご理解いただき保険証の適正使用に努めていただく必要があると考えています。医療費の適正化を推進する仕組みとして「オンライン資格確認」が機能するように周知広報に努めます。

【被保険者代表】

現状の表現では、加入者・事業主ともにメリットや将来展望が分かりにくく、推進の弊害となっているような気がする。具体的で分かりやすい情報発信に努めるべき。

（事務局）

「オンライン資格確認」についてはまだまだ不確定・不明確な部分が多々あるので、協会が得た情報を加入者・事業主の皆様にはわかりやすく提供していきたいと考えています。

【被保険者代表】

カードリーダー設置が進めば効率化に繋がるのではないかと期待する。また、マイナンバーカードの保険証使用については、使用した場合の利便性・メリットを広く理解してもらわなければ普及に時間がかかるのではないかと感じる。

（事務局）

「国民皆保険」でありながら、実際は就職・転職・退職、結婚・離婚、出生といったライフステージごとに保険証が変わる不便さがあるのが現状。マイナンバ

一カードの保険証使用により（これまで通り加入や脱退の手続きは必要）「手続き中のため保険証が手元に無い」状態がなくなることで安心して医療機関を受診出来るといった利便性や保険証の誤使用による医療費の返還を防ぐことが出来るといったメリットについてご理解いただけるよう周知広報してまいります。

（現在のマイナンバーカード交付枚数に対する健康保険証の利用登録は 10.9%）

テーマ②健診受診率の向上

取り組み名②『生活習慣病予防健診の GIS 活用による個人勧奨』

《主な質問・意見》

【学識経験者】

健診会場に近いところに自宅・勤務地のある被保険者をピックアップするのか。

（事務局）

健診会場の近くに自宅がある方を対象としています。勤務地近くに対しての抽出は、現段階では難しい状況ではあるが、今後の課題として検討してまいります。

【事業主代表】

15 会場×3,000 人=45,000 人への案内が適切かどうか不明。1 会場の定員は何人か。

（事務局）

過去の勧奨結果のデータより、案内に対する申込率は 3%程という結果です。1 会場 70~100 人の定員を想定しているため、各会場 3,000 名程度に案内を送付し、そのうちの 3%である 90 名前後の申込を見込んで算出した数字です。

【被保険者代表】

実績や特徴などのデータ分析を行い、有効な対策と拡大手法を模索していくべき。

（事務局）

以前より扶養家族の特定健康診査の勧奨では GIS を活用しています。被保険者本人に対しては今年度初事業として実施しており、勤めている方を対象としているため、土日に会場を設けて行っています。実施曜日の設定が適切かどうかなども含めて分析を行い、それらを踏まえて次年度は拡大していく予定です。

【被保険者代表】

婦人科健診は健診会場でもできるのか。市町村からも案内が届くが別物か。

（事務局）

協会けんぽでは被保険者本人と被扶養者に対して健診を実施しているが、それぞれで健診の内容が異なります。被保険者は一般的な健診に加えて肺・胃・大腸がん検診がセットになっています。また、乳がん・子宮頸がん検診も偶数年齢に受診することが可能です。被扶養者に実施している特定健康検査にはがん検診が含まれないので、自治体の案内にしたがってがん検診を受診していただくこととなります。そこで、協会けんぽでは市町村と連携して、協会けんぽの特定健診と自治体のがん検診を同時に受診することができるような事業を拡大していく予定です。

【学識経験者】

ハガキ以外の周知（連絡）方法が工夫されると良い。

（事務局）

今年度の結果をみながら、ハガキだけではなく、他の事業で使用している見開きのDM形式などを検討していきます。

テーマ②健診受診率の向上

取り組み名⑤『共同利用案内を含めた事業者健診結果データ取得の外部委託』

《主な質問・意見》

【学識経験者】

外部委託先はどのようなところを想定しているのか。

（事務局）

この事業に関して数年前から実施しており、今年度は東京ソフトという会社に委託しています。コールセンタ業務などを担っている会社に委託することが多いです。次年度はやり方を改善したり、さらに拡大していく予定です。

【学識経験者】

個人情報の取得時に利用目的の説明が必要だと思いますが、どうしてデータ取得よりも不同意意思の確認があとまわしになるのか。

（事務局）

事業者健診の結果取得については、高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主に提供義務が課せられているため、健診受診者の同意なく提供をすることができます。そのため通常、事業主の同意書（健診機関から協会けんぽが結果取得をするに関する同意）を受けて、健診機関から結果の提供を受けています。提供を受けた結果、特定保健指導の対象となる場合、対象者の利便性から事業所を通じて日程調整の案内を行うことが通常ですが、生活習慣病予防健診と異なり、

健診機関から事前に共同利用（特定保健指導の対象者氏名や支援コースを事業所と協会けんぽが共同利用すること）に関する案内がされていません。そのため、事業所を通じて日程調整を行う場合は、事業者健診結果取得後に共同利用の案内と不同意意思確認をする必要が生じ、スムーズな特定保健指導を実施するための課題となっています。

【事業主代表】

外部委託になるとスムーズにいくというのが少し残念であるが、初回面談実施率が向上すれば良い。

（事務局）

全ての業務を支部で行うのではなく、外部委託を活用しながら効率的に業務を進めていく方針です。

支部で対応することが難しい小規模事業所を中心に委託することで、支部業務と委託業務の棲み分けを行い、健診結果データ取得率と保健指導の実施率向上を図ります。

【被保険者代表】

コストの大きな事業なので、十分な検証と総括を行い、活用していくべき。

（事務局）

結果が出るまで時間がかかるため、来年度の委託に即反映することは困難ですが、十分な検証と総括を行うことで、今後の委託継続の可否や、委託範囲の検討に活かしてまいります。

テーマ②健診受診率の向上

取り組み名⑧『特定健診（集団）と市町村がん検診の同時実施』

《主な質問・意見》

【学識経験者】

被保険者がまとめて受けられるように利便性を高めるように実施していただければ良い。

（事務局）

連携を妨げているボトルネックを把握し、それをふまえて継続的に働きかけることで、今後も連携市町村の拡大を図ってまいります。

【事業主代表】

ポスターを作ってみてはどうか。

(事務局)

市町村側の意向もあり、ポスターをすぐ作成することは困難ですが、今後の勧奨用 DM 作成の中で、加入者に訴求するデザインとする等、改善を図ってまいります。

テーマ③特定保健指導の利用促進

取り組み名⑬『ワンストップヘルスケアサービスの実施』

《主な質問・意見》

【学識経験者】

今後この取り組みの評価をお願いしたい。

(事務局)

令和2年度までのパイロット事業結果・評価については、今年度本部に行ったところです。今後支部独自事業として行う場合は、パイロット事業での知見も生かし、継続的に取り組みの評価を進めてまいります。

【被保険者代表】

取組としては推進していくべき。最終的な行動変容に繋げるまでの今後の事業展開が重要。

(事務局)

パイロット事業での結果分析とあわせて継続的に取り組みの評価をしていくことで、当該事業を起点とした事業展開を検討してまいります。

テーマ④健康経営の推進

取り組み名⑮『分析結果に基づく事業展開』

《主な質問・意見》

【学識経験者】

この事業の基になるデータ、特にレセプトのデータをこのような事業に活用することについては、どのように個人情報取得時の利用目的の提示や同意を取っているのでしょうか。目的外使用ではないといえるのでしょうか。

(事務局)

協会けんぽでは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従い、保有する個人情報の利用目的を定めており、その内容は協会けんぽのホームページで提示しています。本事業に関しては、「保健事業及び福祉事業に関

する利用目的」の事例として定めている「健康の保持・増進のための調査、分析研究事業」に該当します。

【学識経験者】

事業所、業界団体の集団アプローチに加えて、その所属個人に具体的なアプローチ方法があればより効果的であると考えます。

(事務局)

対象者個人に対してアプローチする方法も検討してまいります。

【事業主代表】

病気を持っていると経営的にもマイナスである事を、経営者側にもっと考えて欲しい。

特に健診結果データを経営者に伝え、対従業員に医療機関への受診を強力に伝える事が必要であると考えます。

(事務局)

現在、健康宣言事業所等へ提供している健診結果データを見える化した「事業所健康度カルテ」等も活用して、事業主へ働きかけていきます。引き続き事業主に対しては健康経営も普及促進し、対象従業員に対しては、特定保健指導等を通じて医療機関への受診等を伝えていきたいと考えています。

【被保険者代表】

相対危険度 1.8 以上の表記がわかりにくい。より危機感を持ってもらえるような工夫が必要。

(事務局)

ご意見を踏まえて、相対危険度の表記を工夫いたします。

テーマ④健康経営の推進

取り組み名⑩『健康宣言事業所のニーズに応じた事業アプローチ』

《主な質問・意見》

【学識経験者】

「健康宣言事業所」は、協会けんぽ、事業所にとっても有効な事業であるが、何よりも被保険者にとってメリットが大きいと考えられる。

ニーズに応じた事業アプローチも大切であるが、例えば地域の商工会議所等と連携して事業所数の拡大に努めるようなことも重要ではないかと考える。

(事務局)

健康宣言事業（健康経営）に関しては、従来から商工三団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会）と連携して普及促進に努めているところです。

令和3年2月に「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）が改正され、事業者が保険者と連携した健康保持増進に取り組むこととされたことも踏まえて、令和4年度も引き続き商工三団体との連携を強化して取り組んでまいります。

テーマ④健康経営の推進

取り組み名⑱『地域別医療費・健診データに基づく事業展開』

《主な質問・意見》

【学識経験者】

当支部加入者が退職時の健康実態を示すこと、可能であれば、加入者（個人レベル）の健康情報が退職後について自治体へ引き継ぐことのできるシステムがあれば、保険者と自治体との連携で予後の観察が出来て、良いですね。ただ、協会けんぽだけではなく多くの保険者があるので、そこが課題ではありますね。

(事務局)

健診データの保険者間の連携については、国が実施するマイナポータルやPHR（Personal Health Record）の導入を注視してまいります。

【学識経験者】

京都市域を除く府保健所単位あるいは地域の基幹病院毎でも既に分析しているようなので、そちらからのアプローチを併せて検討してはどうか。

(事務局)

京都府等が公表している分析データの活用も検討してまいります。

【被保険者代表】

地域ぐるみの事業であり、評価できる。今後対象者について、全体の納得性を高めるためにも大学や研究機関なども含めた京都らしい事業展開ができないか。

(事務局)

ご意見を踏まえて検討してまいります。

【被保険者代表】

退職後の方が（生活が）不規則になり病気を発症しやすい傾向があるようにおもいますが、数字的にはどうか。

(事務局)

京都府との共同分析において、当支部加入者と国民健康保険加入者のデータを比較して分析することで、職域から地域への生活習慣の変化も含めた健康課題を把握して、健康づくり事業に反映させていきたいと思えます。

テーマ⑤効果的な広報

取り組み名②①『ターゲットに応じた広報媒体を活用した総合的な広報』

《主な質問・意見》

【事業主代表】

ランディングページを作成して、検索方法はどのようにするのか。

(事務局)

今年度実施する WEB 広告の結果も踏まえて、効果的と思われる広報手法でランディングページにアクセスしていただくことを考えています。

具体的には、WEB ページのバナー広告や WEB 上でのニュースリリースの活用、また、紙の広報媒体では二次元コードを活用してランディングページにアクセスいただこうと考えています。

【事業主代表】

実施内容が多岐にわたります。もう少し、精査した方が良いのでは。(ユーザー、ホームページ等の)

(事務局)

今年度実施している WEB 広報の実施結果を踏まえて、予算の範囲内で効果的と考えられる広報媒体に絞り込んで実施したいと考えております。

【被保険者代表】

実務担当者スキルアップ(研修)について、今はコロナだからしかたがないですが、昔はいろいろと説明してくれてわかりやすかったです。書面では理解しにくいところがあると感じる。

(事務局)

今後、新型コロナの状況を踏まえて、各種研修会を WEB 形式と集合形式の併用等で実施することを検討してまいります。

令和3年度第2回京都支部評議会終了。

以上